

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成27年4月16日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 教育長報告  
日程第4 報告第3号 専決事項の報告について  
日程第5 報告第4号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を  
改正する規程の報告について  
報告第5号 教育長職務代理者の事務委任に関する規程の報告について  
日程第6 報告第6号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告  
について  
報告第7号 センター長等の掌理する事務を定める規程の報告について  
日程第7 議案第14号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について  
会議に付した事項 会議日程に同じ

## 出席者

### (教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	里 村 一 成
委員(教育長)	石 田 肇

### (出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	副 部 長	畑 下 茂 生
参事(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸
教育総務課長	河 田 政 章	学校教育課長	上 道 貴 志
一貫教育課長	金 久 洋	教育支援課長	富 治 林 順 哉
歴史資料館長	坂 本 博 司	源氏物語ミュージアム館長	西 澤 久 美 子
教育総務課副課長	須 原 隆 之	学校教育課副課長	井 上 宜 久
一貫教育課副課長	市 橋 公 也	一貫教育課総括指導主事	辻 弘 一
教育支援課副課長	海 老 瀬 正 純		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 上田ひとみ 教育総務課主任 佐々木悠  
教育総務課主事 久野晴香

開 会 (午後5時35分)

**開会宣言** 委員長が4月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、里村委員を指名する。

**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 教育長報告

- (1) 平成26年度宇治市総合野外活動センター利用者数について
- (2) 平成27年度歴史資料館の普及事業について
- (3) 平成26年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について
- (4) 平成27年度の小中一貫教育の取組について
- (5) 平成26年度情報公開の状況について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

---

[説明]

**(1) 平成26年度宇治市総合野外活動センター利用者数について**

平成26年度の利用者数は合計95,848人で、平成25年度と比較して4,211人の減少となった。その要因としては、大きく次の2点が考えられる。まず、雨や台風等の悪天候による影響で、7月の宿泊及び日帰り利用者が2,587人の減少となった。次に、12月から2月の施設再整備工事により浴室や宿泊棟が使用できなくなったため、宿泊利用者数が1,880人減少した。一部、山の家のみが宿泊可能であった。

今年度は施設再整備工事を終了しており、宿泊利用を3月から再開しているため、宿泊利用者の増加も見込まれる。

今後もアクトパル宇治ならではの充実した取組に期待したいと考えている。

## **(2) 平成27年度歴史資料館の普及事業について**

平成27年度特別展は、30年前の開館時に茶業風景の絵画を扱って以来となる、宇治茶を取り上げる。この間に収集した文献や歴史資料は相当な量にのぼる。時代は古くは遡らず、華やかなものもないが、宇治茶が広く普及して受け入れられていく経過や様子を、記録の類から垣間見る。開館当初から所蔵する茶づくりの民具も加え、内容の充実を図る。企画展は、新たなテーマへの取組や、平和都市推進協議会をサポートして実施する戦後70年の遺品展もあり、多様である。特別展記念講演会、歴史講座も開催する。

学校教育に関わる面では、小学校への出前授業を過去3年間、学期ごとに各校に案内し、試行的に実施してきた。初年度の実績が9校、一昨年は15校、昨年はのべ28校84クラスに増加している。今年度は、源氏物語ミュージアムとともに取組をより充実したものにするため、これまでの成果を十分に踏まえて準備作業に入っている。

京都文教大学のサテライトキャンパスでの出前展示も定着し、市民ギャラリー、図書館、その他について、継続して積極的に活動を広げるよう努力していく。

## **(3) 平成26年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について**

平成26年度の入館者数は118,377人、平成10年11月の開館以降の累計入館者数は1,856,024人であった。

平成25年度は開館以来最低の入館者数となったが、平成26年度については、平等院鳳凰堂の落慶等により、当館の入館者数も大幅に増加した。

平成27年度の企画展示及び連続講座等については、資料の事業案内リーフレットのとおりにある。

## **(4) 平成27年度の小中一貫教育の取組について**

平成27年度宇治市教育の重点における小中一貫教育の推進にかかる4項目に基づき、各中学校ブロック校長会の強い連携をもとにした推進体制の充実を図ること、児童生徒の学力向上を実現するため、授業研究会の充実による教師の指導力量向上をめざすこと、新教科書使用に伴う「宇治スタンダード」の実践・検証・作成を行うこと、「宇治学」の目標達成のための授業作りをさらに進めること、並びに保護者・地域の目に見える取組として地域・保護者を巻き込んだ取組の充実を図ることを重点目標とし、これまでに築いてきた推進体制や計画・取組に加えて、新たな一步を踏み出すことが重要であるとする。

## **(5) 平成26年度情報公開の状況について**

平成26年度の教育委員会への情報公開請求は、全部公開が6件、部分公開が3件、合計9件であった。部分公開については、宇治市情報公開条例第6条第2号、第3号及び第5号の規定によるものである。

## (6) 宇治市教育委員会後援事業について

宇治市バレーボール協会主催の「平成27年度宇治市バレーボール協会主催事業」他5件、計6件の事業について後援した。

宇治市教育委員会後援承認運用基準については、「公共性を有する事業であること」、「党派的政治活動でないこと」、「一宗一派による宗教活動と認められないもの」、「学校教育・社会教育に沿ったもの」、「公序良俗に反しないもの」、「営利を主たる目的としないもの」、「特に教育長が認めたもの」としており、これに沿って事務を行っている。

---

[質 疑]

[委 員] 後援承認運用基準の説明があったが、従来と変わった部分はあるか。

[事務局] 以前からこの基準により承認を行っており、より明確に詳細な基準を示すことを目的に作成したものである。

[委 員] では、この基準の作成により、従来からの後援申請事業の承認・不承認が変わることはないと考えて良いか。

[事務局] その通りである。

## 日程第4 報告第3号 専決事項の報告について

[説 明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号及び第4号の規定により専決処分を行った、専決第3号及び専決第4号について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第3号「宇治市少年補導委員の委嘱について」は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、青少年の非行防止を目的に日々補導活動・社会環境浄化活動の推進に努めている少年補導委員について、5月1日付で1名の追加委嘱を行ったものである。今回の追加委嘱により、少年補導委員の人数は合計120名である。なお、男女別では、男性62名、女性58名となっている。

専決第4号「宇治市教育委員会職員の任免について」は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号の規定により、定期人事異動に伴う宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について、専決処分をしたものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

- 日程第5** 報告第4号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の報告について  
報告第5号 教育長職務代理者の事務委任に関する規程の報告について

[説明] 報告第4号「学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い改正したものであり、第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改めたものである。

報告第5号「教育長職務代理者の事務委任に関する規程の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規程を制定したものである。教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行など、職務代理者が自ら事務局を指揮監督することが困難である場合には、改正後の地教行法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能である。そのため、教育長職務代理者から事務局職員である部長へ、教育委員会の会議の主宰に係る事務を除き、職務を委任するための「教育長職務代理者の事務委任に関する規程」を制定した。

[質疑] なし

[討論] なし

- 日程第6** 報告第6号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について  
報告第7号 センター長等の掌理する事務を定める規程の報告について

[説明] 報告第6号「行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について」は、平成27年度の組織機構及び定数配置の変更に伴い、所要の改正を行ったものである。

まず、「宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正」については、管理職ポストの見直しによる次長の廃止、副部長・参事・副課長の設置や、善法青少年センター・河原青少年センター・大久保青少年センターが教育支援センター長の所掌となることに伴い、所要の改正を行った。その他、3月定例会でご可決いただいた「行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則」と合わせて改めたものである。

次に、「宇治市教育委員会文書等管理規程の一部改正」については、別記様式を市長部局のものと合わせて改正した。

また、「宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の一部改正」については、次長の廃止に伴い、第9条に定める安全衛生委員会の委員長を「教育部次長」から「教育総務課長」とした。

このほか、文言整理するものである。

続いて、報告第7号「センター長等の掌理する事務を定める規程の報告について」は、組織機構及び定数配置の変更に伴い、「次長等の掌理する事務を定める規程」を全部改正したものである。

管理職ポストの見直しによる、次長の廃止、参事の設置、教育総務課・学校教育課の主幹の廃止、生涯学習課の公民館担当主幹の廃止、生涯学習センター主幹の廃止、一貫教育課総括指導主事の1名減員、教育支援課総括指導主事の廃止、また、教育支援センター長の掌理事務の変更に伴って規程の題名を改める等の、所要の改正を行った。

このほか、文言整理するものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

**日程第7** 議案第14号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

[説 明] 本議案は、宇治市の生涯学習の振興について、宇治市の小中学校の代表として、宇治市生涯学習審議会において意見を述べていただくため、宇治市校長会からの推薦により新たに1名の追加委嘱をお願いするものである。

委員氏名は岩井浩、宇治市立笠取第二小学校校長であり、任期は4月9日から5月31日までである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**閉会宣言** 委員長が4月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時）